

3 平成28年第3回越知町議会定例会 会議録

平成28年9月9日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開 議 日 平成28年9月14日（水） 開議第3日

2. 出席議員 （9人）

1 番 小田 範博	2 番 武智 龍	3 番 市原 静子	4 番 高橋 丈一	5 番 斎藤 政広
6 番 岡林 学	7 番 山橋 正男	8 番 欠 員	9 番 西川 晃	10 番 寺村 晃幸

3. 欠席議員 なし

4. 事務局職員出席者

事務局長 岡林 直久	書記 箭野 理佳
------------	----------

5. 説明のため出席した者

町 長 小田 保行	副町長 國貞 誠志	教育長 山中 弘孝	会計管理者 西川 光一
総務課長 織田 誠	教育次長 上田 和浩	住民課長 國貞 満	環境水道課長 北添 太三
税務課長 岡田 達也	産業課長 高橋 昌彦	企画課長 中内 利幸	危機管理課長 片岡 雅雄
建設課長 前田 桂蔵	保健福祉課補佐 戸田 千秋		

6. 議事日程

第1 一般質問

第2 議案質疑（認定第1号～報告第5号）

第3 討論・採決

- 認定第 1号 平成27年度越知町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成27年度越知町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成27年度越知町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成27年度越知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成27年度越知町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成27年度越知町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成27年度越知町土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成27年度越知町蚕糸資料館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成27年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第48号 平成27年度越知町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認定第10号 平成27年度越知町水道事業会計決算認定について

第4 議案質疑（議案第49号～議案第63号）

第5 討論・採決

- 議案第49号 越知町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 越知町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 越知町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 平成28年度越知町一般会計補正予算について
- 議案第53号 平成28年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 議案第54号 平成28年度越知町水道事業会計補正予算について
- 議案第55号 平成28年度越知町下水道事業特別会計補正予算について

議案第56号 平成28年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第57号 平成28年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について

議案第58号 平成28年度越知町土地取得事業特別会計補正予算について

議案第59号 建設工事委託に関する契約変更（協定）の締結について

議案第60号 工事請負契約の締結について

議案第61号 工事請負変更契約の締結について

議案第62号 損害賠償の額の決定について

議案第63号 高知縣市町村総合事務組合理約の変更について

追加日程第1 議長の辞職

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長の選挙

第6 各常任委員の選任

第7 議会運営委員の選任

第8 選挙管理委員の選挙

第9 選挙管理委員補充員の選挙

第10 発議第10号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書

第11 議員派遣

第12 委員会の閉会中の継続調査

開 議 午前 9時00分

議 長（斎藤政広君）おはようございます。平成28年9月定例会開議3日目の応招御苦労さまです。

本日の出席議員は9人です。定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。

一 般 質 問

議 長（斎藤政広君）本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。日程第1、一般質問を行います。3番、市原静子議員の一般質問を許します。3番、市原静子議員。

3 番（市原静子君）議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

初めに、台風10号による記録的な大雨で北海道、東北ですね、大きな爪跡を残しました。被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。異常気象により日本列島がどれだけ苦しめられたか、悲しい出来事でございます。本町におきましても、下ノ谷堂林線の山が崩壊し、御不自由をおかけしております。今後も台風はまだまだ続いておりますが、他人事ではございません。私たちが気をつけて頑張っていきたいと思っております。

そこで、ちょうど9月も防災の月でありまして、防災対策に3点ほどお聞きすることがございます。よろしく願いいたします。

まず初めに、災害時に役立つ被災者台帳の作成は、「身の丈にあった独自のもので備えたい」と、3年前にお話があったのですけれども、それをお聞きをいたします。まず初めに、できたかどうか、それだけでも結構ですので、よろしく願いします。

議 長（斎藤政広君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡雅雄君）おはようございます。3番議員にお答えいたします。災害が起きた場合、そのシステム、また、台帳の作成ができるかどうかということは、そのシステムでございます。（「できたどうか、できてるかどうか」の声あり）ええ、使用可能なものがあります。

3 番（市原静子君）できているかどうか。

危機管理課長（片岡雅雄君）ええ、使用可能なものがあります。

議 長（斎藤政広君）できたかどうか、3年前につくるという……

危機管理課長（片岡雅雄君）いや、その3年前のそれは西宮市のですね、システムのことだと思っておりますが、そのシステムは採用はしておりません。とい

うのは、私どもの役場、越知町が使っているパソコンと相性が悪いといひましようか、ソフトがあわないということで、それは使っておりませんが、別のシステムを今現在使うようにしております。以上です。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3番（市原静子君）被災者台帳をつくっておられるということですので、また後で、どのような内容でつくられているのかということもちょっとお聞きしたいと思います。私がこれで被災者台帳について一般質問させていただくのはですね、3回目なんですね。1回目は、それこそ兵庫県の大きな地震がありました。そのときに兵庫県独自でつくられたものを総務省よりソフトウェアで無償で全国に配信されているということでありました。そういうことで質問をしたんですけれども、その当時は、被災者に役立つということは、備えも大事であるけれども、本町のような規模の小さな団体は効果があるのかということの研究したいということでもございました。それから3年後ですね、また私もそのことが気になりまして、2013年6月の定例会において質問をさせていただきました。その時にはね、今の片岡課長ではないんですけれども、災害時には被災者台帳が必要だが、本町のような小規模な自治体では導入しなくても対応ができるということで、身の丈にあった独自のもので備えたいと考えているというお答えをいただきました。それで、兵庫県の一番初めの被災者支援システムの方はつくらないけれども、新たな台帳はつくっていただけるんだなと思っておりました。今のお答えを聞きましたらですね、その台帳ができているということなので、大変に喜ばしいことでありますし、被災者支援ですので、被災された方々にとっても大変に救われますし、また、危機管理課の皆様のお仕事も手早く対処、対応ができるんじゃないかと思っております。

その内容ですけれども、どのような内容になっているのかということをお聞きしたいわけですね。というのは、災害が発生したときにですね、住民台帳というものは円滑に行うことができる。円滑にということは、その状況によって罹災証明書や義援金、支援金の交付、また、緊急物資や仮設住宅の入退去などのですね、管理が行える。そういった大変にすぐれもんなんだそうです。いざというときにほんとにいち早くですね、安心をしていただけるためにもできるシステムでございますが、できているということの内容を詳しく説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（斎藤政広君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡雅雄君）お答えをいたします。先ほど台帳システム、できているというようなことを言ったかも知れませんが、台帳というものは、今つくっているわけではございません。システムが可能な状況であると。被害が起こったときにその台帳はつくるものですので、現在は住民

の方の一覧表とか、そういうものが出てくるようなものではございません。その内容、どういうものを入力できるかというようなシステムということですが、氏名とか、住所とか、生年月日はもちろんでありますけども、情報として、負傷者の病名とか、症状とか、災害を受けたときの避難場所とか、さっき議員の言われた罹災証明の発行状態とか、仮設住宅の申し込みとか、家の被災状況とか、そういうものを西宮市のような専用のシステムというわけでもありませんので、ただそういうことを入力して取り出すというようなことは可能でございます。以上です。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3番（市原静子君）私が思ったのと全く違っておりました。それは、災害が起きたときにつくるものであるということですよ。事故が起きたときからでは私は遅いんですよ。起きた人のそのための支援ですから、どこの誰がどういう状況の事故が起きたということをパソコンに入れてたら、状況を前に聞きましたときには、ぼんと押したらもうぱぱぱっと支援する材料が、その人のものでどこまでの支援ができるかということが出てくるとか、そういうことを私もお聞きしてるんですけども、事故が起きてからそういったことの作業をするのも大事なことですけども、作業する前の越知町の住民の台帳というものはきちっとつくって、それはあるということですのでね、だから、災害が起きたときのための台帳として一つは残して置いておいてもらいたいわけですね。事故が起きた時にどのような内容をその人に交付するか、支援ですね。支援金やら義援金とか、罹災証明とか、そういったものを証明するのはもう当たり前のことなんですよ。だから、できればもうその災害が起きたときにどたばたしなくてもいいように、それからつくるのではなくて、もうそのときには支援することだけを対処できるような内容をつくってもらいたいわけですね。それが支援システムいったら言葉はちょっとこうなるんですけども、私の言うのは、住民基本台帳というのはそういうことなんです。ちょっとそこところは理解していただけますか。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時12分

議長（斎藤政広君）再開します。片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡雅雄君）答弁いたします。ちょっと話がかみ合わなくなっていましたけれども、私もちょっと言葉が足りんものですから、申しわ

けございません。

今できるというのは、そのシステム、まだ住基とリンクしているわけではございませんので、災害が発生のおそれがあるとかそういうときにですね、その住基をリンクさせて、実際に何か起きたときにですね、避難場所とか、罹災証明を出したとか、仮の入居のところとか、いろんなことを各課からデータをもらってそれを打ち込んで一覧表にするわけですね。だから、今の時点ではその台帳というのはないということを申し上げたところです。

議長（斎藤政広君）その前の段階をどうするか。

危機管理課長（片岡雅雄君）それで、すぐ使えるようなことにはしとかなければいけないとは思ってますので、住基と連動さすということはこれからやっていきたいと考えております。よろしいですか。

議長（斎藤政広君）戸田保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐（戸田千秋君）おはようございます。保健福祉課のほうでは、避難行動要支援者名簿というものを平成26年度に作成しております。この名簿の内容はですね、まず、対象者につきましては、町内の75歳以上の独居世帯と75歳以上の老々世帯、要介護3以上の方を対象とした名簿です。平成26年度に作成しまして、その当時は993名の対象となっております。その台帳を作成して、目的としましては、避難行動要支援者の安否確認ということになってます。例えば、災害が起きて避難所へ避難しました。でも、この人が来てないとかっていうときに、その台帳をもとに安否確認をしていくというふうなことのための台帳です。

議長（斎藤政広君）それから、どこへ配布して、誰が管理……

保健福祉課長補佐（戸田千秋君）まず、台帳の管理しているところは保健福祉課、住民課、社協のほうにもあります。それと、台帳を作成しまして、その台帳の方に関係機関へ配ってもいいという承諾をいただいている方につきましては、その資料を渡してます。その関係機関は、高吾北消防署とか、警察署というふうになってます。最終的に承諾書をもっていない方につきましては、災害が起きたときにはそういう関係機関へは配布して確認するというふうなことになってます。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

※ 24ページに訂正発言あり

3 番（市原 静子 君）福祉のほうでの取り組みは本当に助かります。でも、確認をとらないといけないところがちょっと厳しいんですけれども、いざとなったときには大変に助かりますし、いいことだと思っておりますので、これからもよろしく願いをいたします。これもとても大事なことになると思いますのでね。

先ほどに戻りますけれども、それこそ台帳は被災が起こってからつくるものだというので、支援するシステムは災害が起きる前ですね。それはこれから検討するというんじゃなくて、つくっていただけますか、検討してまいるのですか。そこをお聞きをしとかんと、あら、あの時につくっていただけると聞いちゃったんじゃないけど、ということになるき、どうでしょうか、そこをお答えをしていただけますか。

議長（斎藤 政広 君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡雅雄君）お答えをいたします。まず、現在越知町で使用可能というシステムのことを説明したいと思いますけれども、現在は越知町では消防庁提供の武力攻撃事態や自然災害、事故災害に対応した安否情報収集提供システムを被災者支援台帳及びシステムとして有事の際に使用するということにしております。まだこのシステムを実際ですね、大きい災害が起こったことはございませんので、使ったことはありませんけれども、年に1回くらいは仮に入力して確かめてはおります。住基とはまだ連動はしてないわけですが、システムの互換性というのがありますので、これからシステムを使えるように進んでいかないかとは思っております。（「町独自の」の声あり）そうですね、それと、今後ですけども、経費も余りかからずこれ以上に最適なシステム、そういうものが出た場合とか、県が中心になって県下共通のそういう被害者支援システムの構築を県がするとか、そういうお話があったらそういうシステムに切りかえていきたいと思っておりますけれども、それまでは今使っておりますシステムを進めていきたいと考えております。以上です。

議長（斎藤 政広 君）3番、市原議員。

3 番（市原 静子 君）わかりました。これ以上お話ししても同じだと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2点目に入ります。2点目でございますが、災害緊急避難時に、「私は避難しました」と目印になるタオルを玄関に結んでおくと、声かけする手間が省ける、町民からの提案であるが、お聞きをしますということでございます。

まさにこのとおりなんですけれども、台風の雨が多かったときとか、土砂災害とか、また、地震が起きたときには、火事とかですね、大変に町の中も被害が出てくるんじゃないかなという想像はするわけですが、そういったことを今回は台風のおかげですね、防災について話が困るんですね、進むわけです。友人との話も台風の被害と自分たちの周りの災害のことについて話し合うことの方が多くてですね、その中で

ですね、こういうことをしてたという話をお聞きしまして、それはどうなんだろうという話をしましたので、そのままを提案をする形で今回一般質問でさせていただいているんですけれども、それこそテレビでも見て、近所ですね、尋ねて、避難したかと、戸をたたいて避難をしたかということで、声がなく、ある程度ぐるりと家を回って、誰もいないという確認をして避難をするということを目にしたり、聞いたりしております。そのときに、自分がもう避難をしたという意味で、タオルという名前がなぜ出てきたかといいましたら、もう絶対タオルは朝顔を洗っても必要です、手洗したときもタオルはありますし、家の中で必ずタオルはもう身近にあるものですよね。だから、そのタオルを玄関先にすつと結んでぱつと避難をする。タオルを見た瞬間に、あっこの家では避難をしたんだなというのがすぐわかるんですね。ぐるりと回ってとんとんたたいて声をかける時間は、もう何秒か何分かかりますけれども、それを避けることができます。そういうことで提案をしていただいたんですけれども、こういった提案をどのようにお考えですかね。ぜひ利用していただければと思うわけですが、危機管理課長、お願いします。

議長（斎藤政広君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡雅雄君）答弁いたします。南海トラフ地震等大きな災害が発生し、住宅に甚大な被害が発生した場合、町指定の避難所などに避難してもらうことになりますけれども、その際、住民の安否情報がその後の救助活動等に大いに役立つことになります。さて、タオルを玄関に結ぶという提案はですね、安否情報につながり大変有効な手段だと考えます。ただ、もう一步進めてですね、自分の居場所とか、連絡方法を伝えるような張り紙を張るというのも一つの手ではないかというようなことも考えます。ただですね、心配されることが1点あります。皆さん良心的な方ばかりならいいんですが、悪意を持ってそこの家の留守を活用すると、そういう可能性もあります。ようテレビでも泥棒とか入ったような事案もありますので、そこら辺は住民の方とよく話し合った上で進めていかなければいけないかなと、そういうことを考えます。以上です。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3番（市原静子君）すばらしい案であるということは認めていただいた。しかし、話し合いのもとででないとなかなか難しい。本当にこれが今の世であります。プライバシーの問題にしても、本当に話し合っているのかどうかということも全部していかないといけないということは、土壇場になってどんな大きな事故、うちは台風にも今遭っておりませんので大丈夫というのではなくて、もうほんとに、いざというときにわっと来るわけです。そうなったときのことを考えれば、そんなことは言っておられんわということもあるんでしょうけれども、危機管理の責任者としてはそういった意思と感情でしていかないといけないということでしょうから、また、そういった考え、提案もありますということですので、事あるごとに話し合う場所ですね、提案として、こういう声が町民からもありますということですので、伝えていってほしいと思います。

先ほど課長が言われた名前とか、場所とか、避難場所はどこに行ってるのかということも、それもいいことだなと思いますので、というのは、私がなぜタオルだけにしたかということは、その話し合いの中で、今の名前を書いてどこどこに行ってるよというようなことの札を置いたりとかするその札は、いざというときにどこへ置いたかというのは、私がそうやから何人かがそうではないかと思うんですけども、いざといったときには置いたところを忘れてしまうことって結構あるんですよ。だから、タオルだったらタオル、タオルと思ってさっさとどこでも持っていけるというか、そういうことで案として出しました。今後もそれは忘れないですね、よろしくお願いいたします。

次に、防災対策としての3点目にまいります。3点目はですね、感震ブレーカー設置のことでございます。「地震火災対策計画を策定する中で、取り組みとして、地区住民の意見を聞きながら進めていく」とのお話でありました。これは前の課長さんではなくて、今の危機管理の課長さんからお答えをさせていただいたんですけども、これも2度目になるんですけども、これも町民の方からお話が出た件でございます。やはり、余りにも日本全国津々浦々台風、地震、本当に考えられないような大きな事故、災害が起こっておりますので、皆話す内容もですね、やっぱりそれに引っ張られ、話になっていくわけですけども、それはそうと、前に話をしたあれはどうなったろうかと言われて、聞き直されたときに、あっそうであったということで、今回もまとめてですね、その質問をさせていただくんですけども、その進展状況はどんなものかをちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（斎藤政広君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡雅雄君）お答えいたします。以前ご質問を受けたときの答弁の中にですね、感震ブレーカーの取り付けに関し、県の補助を受けるには、まず地震火災対策の計画を作成する必要があるということと、感震ブレーカーには大きく分けますと、3種類くらいの機種といえましょうか、種類があります。それを、金額も違いますので、どの機種にするかは住民の方の意見を聞きながら決めていかななくてはならないということを申し上げました。それで、地震火災対策の計画、この進展状況についてはですね、今後のスケジュール的なものを申し上げますと、10月に対象地区、2区から10区でございますけども、その全世帯に対し地震火災に対する意識や認識度に対してのアンケート調査を行いたいと思っております。次に、11月くらいになると思うんですけども、それをもとにして1回目のワークショップを開催いたします。その会の中で、感震ブレーカーの機種、どのようなものにしていきたいかということ話をする予定としております。その後、ワークショップで出た意見等を地区に持ち帰ってもらって、具体的な対策として検討、集約し、それをもとに町が素案を作成をします。それに続いて、その素案をもとに2回目のワークショップを開催して、素案につき検討し、また、それがオッケーになれば地震火災対策計画を完成させ、地元住民に説明をさせてもらうというそういう流れ

でございます。それで、地震火災対策計画ができましたら、次の計画として感震ブレーカーの設置を進めていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3番（市原静子君）ありがとうございます。計画的に徐々に進めていただいているということでもあります。ことしの10月、11月ですね、順番に進め、そうですね、やはり県からの補助とか、そういった形になりましたら、ぱぱぱっという感じで簡単には進めませんもんね。素案を2回も出して、計画書も出していかないといけないということでございますので、よろしく願いをいたします。

また、何月ごろにそれを取りつけるようになるということがわかれば、また教えていただければ助かります。

それでは、これで防災対策につきまして聞きたかったことをお聞きしましたので、できる限り防災に関したら、その関係ですね、台風にしる、地震にしる、大雨にしる、本当に大きな被害が全国で起きております。私たちのところもなしというわけではないと思いますので、全力でですね、事細かいことに対しても引かずにしっかりと前向きで頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2つ目のですね、高齢者対策についてお伺いをいたします。高齢者対策については2つほどございます。初めの認知症の介護する側と介護を受ける側が望むサービスをイメージできるように編集しているガイドブックを作成してほしい要望がありましたので、お考えをお聞きいたします。

これは、私も体験をしたんですけれども、うちのおばあちゃんがちょっと変なんよということでお話を聞いたときに、ちょっと待ってって、役場に行くとその始まり、認知症になりかけ、そういったことのわかりやすい本が何かあるかなと思ってお聞きしたところ、県からの小さな冊子といますか、それだけしかなかったんですね。だから、これではいけないなと思いました。そういうパンフレットの小さいものでもいいんですけども何かないでしょうかと言ったら、ありませんということですね、さまざまと考えておりました。そのときに、認知症も対策として、私もいろんな形で取り上げてきました。取り上げてきた内容でお勉強する中で、毎年毎年ですね、下がるのではなくて増加しているわけです。私の周りにもほんとに1人、2人ではなくております。その中で介護する側の悩みが大変に大きくございます。越知は幸いなことに病院と支所がありますのでね、ほかのところと比べると本当に助かっている部分があるのではないかなと思うところがございます。そのかわり介護保険が高くなるというリスクもありますので、その辺は協力し合って頑張っていかなければいけないと思います。

そういうことでですね、不安を取り除くためにも認知症のお勉強をともにしていく立場で、ちょっとおかしいなと思った方のためにパンフレッ

トみたいなものをですね、役場に置いてもらいたいです。置くというのはお金もかかり、パンフレットとかをお勉強すると、お金もかかったりもします。だけれども、これは私の考えなんですけれども、パソコンの中にですね、内容が詳しく入っているところがあったんです。埼玉県の春日部市、その自治体がですね、大変に素晴らしい内容が書いてあったんですね。これもダウンロードができますよという感じなんです。だから、私はダウンロードができるのであれば、これは一つの案ですけれども、教育長が前回ですね、ことし4月から図書の読書手帳という手帳をつくっていただいております。素晴らしい手帳なんです。どこに出しても恥ずかしくない、私もほかの自治体の方にも見ていただいて、素晴らしいねと言っていたんですけれども、手づくりだったんです。読書手帳というのも小さくて、その手帳が、つくれば70万円、80万円かかるところをですね、手づくりなので紙代だけで済んでるというか、それだけではないでしょうけれども、本当に助かっております。手づくりでこれだけのものができるのかと驚きなんです。それで、忙しいと思います。忙しくなると思うんですけれども、そのところを考えてみまして、できればそういった冊子を見つけてきていただくか、それをつくっていただくかしていただきたいなという思いがあってですね、きょう質問をさせていただきました。住民課長、どのようにお考えでしょうか、お聞きします。

議 長（斎藤政広君） 國貞住民課長。

住民課長（國貞満君） おはようございます。市原議員にご答弁申し上げます。現在認知症に関する町独自のガイドブックは作成しておりません。市原議員、高知県高齢者福祉課、この大きなパンフレットは見ていただいてないですか。

議 長（斎藤政広君） 課長、もう少し大きな声で。

住民課長（國貞満君） はい。

3 番（市原静子君） 見てないです。

住民課長（國貞満君） 申しわけありません。今高齢者福祉課が作成したガイドブックと公益社団法人認知症の人と家族の会というところが発行したパンフレットを役場の窓口や保健福祉センターの窓口に設置しております。このパンフレットにはですね、私も春日部市のガイドブックを見せていただきましたが、大体同じような認知症を引き起こす病気の説明とか、認知症の早期発見チェックリスト、また、認知症の方への接し方とか、介護保険サービスとか、相談機関の利用の仕方などを掲載しております。大体ほぼ同じような内容なんですけれども、住民の方からも御要望があるようでしたら、地元の情報を盛り込んだパンフレットも必要になると思いますので、それと、これから先ですね、認知症高齢者はさらにふえて、その支援については各市町村の共通の課題になってくるかと思われまます。現在ですね、佐川町と仁淀川町、越知町の3町で、地域医療介護連携検討

会というのを立ち上げております。この検討会は、生活圏や地域資源を同じくするこの3町で共通の悩みや課題を掘り起こして一緒に考えて解決して、住民の皆さんによりよいサービスを提供できるようにということで取り組んでおります。この検討会でですね、共同のわかりやすいガイドブックが作成することができないか、次回の会で申し入れをしてみて、できるだけ早くそういうこの地域の3町共有のガイドブックができるように取り組んでみたいと思います。以上でございます。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3番（市原静子君）ありがとうございます。私が役場に見に行きましたときには、すっかり福祉のほうには足を延ばしておりませんでした。住民課のほうだけで判断をした結果、やっぱりそういった冊子が出ているのであれば、大変に助かりますし、今後も地域ですね、自治体、私のところだけではなくて周りを囲んで話し合い等の場所があるということも大変に素晴らしいことですし、話し合いがもたれていくということで、本当に喜ばしいことです。ぜひ前向きにですね、これを進めていただきたいと思います。大変にありがとうございます。この件はこれで終わります。

高齢者対策について、2点目にまいります。2点目でございますが、在宅医療と介護をつなぐ介護保険法の事業内容8項目が昨年より具体的に取られることとなっているが、本町でのその取り組みはでございます。高齢者が住みなれた地域で医療、介護、生活支援などのサービスを受けられる在宅医療と介護の連携が大事になってくると思います。この在宅医療と介護の連携は11年度から国の交付金などを活用した事業が各地で実施されてきてるそうでございます。その成果を踏まえ、介護保険法の事業内容、その8項目でございますが、ちょっと8項目を簡単に伝えま

す。1つ目が、地域の医療・介護支援の把握、2つ目、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、推進、4番目、医療・介護関係者の情報共有の支援、5、在宅医療・介護連携に関する相談支援、6、医療・介護関係者の研修、7、地域住民への普及啓発、8、在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携の8項目になります。これは介護保険法といたたらもうたくさんあると思いますけれども、その中の在宅医療についてのほうなんですけれども、これは決定して今進んでいるというわけではございません。それが昨年度からですね、18年の4月までに向けて取り組む姿勢ですよね、自治体の。そういったことを織り込んでいくわけなんですけれども、地域の医者と町がしっかりと呼吸をあわせることが一番大事になってくるわけですが、話し合いはできているのでしょうか。病院の先生もお忙しいでしょうから大きな課題ではあると思いますけれども、目指していくためには一つ一つ解決をしていかないといけない問題だと思っておりますので、そこの辺をどこまで越知町の自治体は進んでいるのかどうか、少しお聞きしたいと思います。

議長（斎藤政広君）國貞住民課長。

住民課長（國貞満君）市原議員に御答弁申し上げます。先ほどの8項目は、地域支援事業実施要綱に定められております包括的支援事業の中の在宅医療・介護連携推進事業に位置づけられているアからクの8事業となります。この8事業につきましては、平成30年4月からは全ての事業を実施することが義務づけられておりまして、本町は、平成28年4月から順次事業を開始しております。

アから順番に説明させていただきます。アの地域の医療・介護の支援の把握については、平成27年度に介護の支援を全て拾い上げて、町内の介護事業者、事業者の電話番号、どのようなサービスが受けられるかなど、介護保険制度全般についてできるだけわかりやすく記載して、「越知町の介護保険」というパンフレットを作成し、全戸配布しました。また、現在社会福祉協議会と共同で介護保険制度外の各種サービスについてもまとめる作業をしております。平成29年度末までには医療、介護、制度外サービスなどを一体的に掲載した支援資料集を作成したいと考えております。

続いて、イの在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討については、本町は人口に占める医療機関が多く、また、医療法人に併設される介護事業所が多くあります。医療機関と介護事業所との勉強会や連絡会は既に開催しております。しかし、まだ不十分な点もありますので、さらに医療・介護の連携が進むように勉強会、連絡会を実施して、課題を掘り起こして対応策を検討していきたいと思っております。

続いて、ウの切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、推進、これも先ほどのイの事業で申しましたように、もう既に取り組んでいる、勉強会、連絡会の場を通じて在宅医療と介護の提供体制の構築を進めていきたいと考えております。

続いて、エの医療・介護関係者の情報共有の支援については、平成25年度から高知県中央西福祉保健所管内の取り組みに本町の職員も参加して、佐川町の高北病院をモデルにして、高知県立大学監修のもとで情報共有のあり方や退院支援スケジュール表といった情報共有ツールというのをつくり上げてきました。しかし、このツールは公立病院をモデルとしておりまして、民間病院の多い越知町では少し使い勝手の悪いところがありますので、平成29年度末までに修正を加えて越知町用に改良していきたいと考えています。

続いて、オの在宅医療・介護連携に関する相談支援についてですが、総合的な相談場所を設置することが義務づけられますが、現状においても地域包括支援センターが中心となって医療機関や介護事業者など、多方面の機関からの相談を受け付けて対応しております。地域包括支援センターには、介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の有資格者がおりますので、この地域包括支援センターを総合的な相談場所として位置づけたいと考えております。

続いて、カの医療・介護関係者の研修については、先月も医療・介護関係者を対象に「介護保険制度の問題と今後の展望」と題して、講師をお招きして研修会を開催しました。今後も関係者の希望を取り入れながら、必要な研修、講演会等を継続して行っていきます。

続いて、キの地域住民への普及啓発についてですが、パンフレットの配布や広報の活用等で啓発には取り組んでおります。今後ますます在宅医療・介護連携についての理解を深めていただけるような取り組みを考えていきたいと思っております。

続いて、クの在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携についてですが、これも既に高知県中央西保健所が中心となって、管内6市町村の状況について協議を行っております。加えて、今年度からは中央西地域在宅療養推進連絡会と称して、年2回程度の会議が行われることになっております。これは中央西福祉保健所にとりもっていただいて、医療機関の医師や役場の職員などが集まる会合をもてるようになっております。また、先ほども申しました近隣3町で組織する地域医療介護連携検討会という場がありますので、在宅医療・介護の課題を検討して課題解決に向けて連携して取り組んでいくようにしております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3番（市原静子君）ありがとうございました。8項目にそれぞれの越知町の姿勢、活動をしている姿勢というものを教えていただくことができました。本当に大変だと思いますけれども、もう項目はこれだけではないですね、たくさんあると思いますけれども、そういった一つ一つですね、4番の医療・介護関係者の情報共通の支援、情報共通のツールと言われましたが、越知町に切りかえてわかりやすくしていくというのも本当に大変だと思いますけれども、そこまで考えてやっていただけるということはありがたいことです。そして、相談支援ですね、5番の介護連携に関する相談支援、これが包括支援センター、越知町の場合の包括支援センターのメンバーの方々も本当に素晴らしい人たちがそろっております。そういった方を総合的に位置づけておることがよかったかなと思います。そういった形でですね、今後もどうか高齢者のために寄り添って取り組んでいただければ本当に助かりますけれども、今後もまた頑張ってくださいをお願いします。私も力になることがあれば、共有して頑張ってくださいですのでね、声をかけていただければと思います。やはり、病院が多いということも利権として生かして利用するというか、悪いほうではなくていいほうへ利用して、自治体のほうも頑張ってくださいだと思います。きょうは本当にありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（斎藤政広君）以上で市原静子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより10時10分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）それでは、10時10分ま

で休憩します。

休 憩 午前 9時53分

再 開 午前10時09分

議 長（斎藤政広君）再開します。続いて、10番、寺村晃幸議員の一般質問を許します。10番、寺村晃幸議員。

10番（寺村晃幸君）議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って一般質問を行います。よろしくお願いします。

1点目の道路行政についてであります。桐見川地区の林道開設及び橋の計画はその後どうなっているかという質問でございますが、この質問に関しましては、27年の3月議会で質問をしたと記憶しておりますが、そのときの副町長の答弁でございます。「現時点では下ノ谷付近から佐之国を經由して小日浦、南ノ川に至る路線を検討している。なお、補助事業の採択を目指しており、27年度中に5カ年分の地域再生計画書を提出し、28年度中に認可を得て、最短で29年度中に事業着手の予定である」という答弁でございましたが、その後どうなっているか、まずお聞きしたいと思います。

議 長（斎藤政広君）國貞副町長。

副町長（國貞誠志君）10番、寺村議員に御答弁を申し上げます。今、議員からお話がありましてとおり、御通告をいただいております桐見川地区の林道開設及び橋のかけかえにつきましては、昨年3月定例会におきまして御質問いただきまして、御答弁をさせていただいております。その際の答弁の要旨をまとめますと、以下の4点でございました。

まず1点、下ノ谷の橋を起点として佐之国を經由し、小日浦、南ノ川に至る路線の開設を検討しているということ、2点目が、まず県営事業での事業採択を目指しておりましたが、森林受益面積、施業面積ですね、の不足により、断念をせざるを得なかったこと、3点目が、その次の手だてとしまして道整備交付金、この制度の活用を検討しております、もし制度にのせることができましたら、最短で平成29年度から事業に着手できる可能性があること、そして、4点目が、財政面からいいますと、町単独での実施は困難であり、補助制度にのるか否かが事業実施の条件となるというような答弁をさせていただいたと記憶しております。

その後、担当課において県との折衝を重ねながら、ルートを選定、概算事業費の把握、施業面積の拾い直し等に努めまして、補助制度の採択に

向けて努力を重ねてまいりましたが、結論を申しますと、本事業を道整備交付金制度にのせるということは困難であるとの報告を受けております。現状ですね、そういう状態ですが、その要因といたしましては、施業面積の不足というのも一因ではありますが、これに加えまして、木材の伐採、搬出等の施業計画に係るハードルが非常に高くてですね、B b y C、費用対効果ですけども、これの算定や検証、また、事業終了後のフォローアップに関しても大変厳しいものが想定されておりますことから、この地区の森林管理の今の現状、これと照らし合わせてみますと、将来にわたっての採択要件をクリアすることが非常に困難であると、この見解でございます。今現状はそのような状態でございます。以上でございます。

議 長（斎藤政広君）10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君）ただいまの答弁を聞きますと、現時点ではこの事業については断念せざるを得ないということではありますが、非常に残念でございますが、なぜ、どうして、採択には受益面積ですよ。この受益面積はどれくらいあったらこういう事業の採択になるわけですか、まずそれを聞きたいんですが。

議 長（斎藤政広君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）寺村議員にお答えします。まず初めに、検討しておりました県営事業によって開設していくという部分におきましては、500ヘクタール以上の面積が要ることになります。また、町ですね、補助事業によって開設していくには100ヘクタール以上あればよいというふうになっておりますが、やはり林道の開設については、開設に伴う施業の実績というものが問われるようになりますので、そちらのほうがですね、まだ所有者の方等との聞き取り調査も現実できておりません。それと、副町長も申しましたように、現況の森林の活用をしてみますと、まだ施業というものが進むかどうかというのがですね、かなり危惧される場所ですので、林道としては、今現在まだ検討が必要であろうというふうに考えております。以上でございます。

議 長（斎藤政広君）10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君）現状では非常に厳しいという答弁でございますが、それでは、この問題は一旦置いておきまして、橋の問題に移ります。下ノ谷の橋についてもですね、補助事業ということで林道と一体的に考えておったと思うんですが、この事業を断念するという事になれば、橋の事業についても恐らくそういう影響を受けると思うんですが、橋についてですね、これは前町長の吉岡町長の時代からの懸案の事項であります。これ

※ 24ページに訂正発言あり

のことも27年の3月議会で聞いたと思うんですが、ちゃんと引き継ぎも受けておるということでしたが、見通しが立たないということになれば、対岸に田んぼもありますので、非常に影響が心配されるわけですが、その点についてはどのように考えておられますか。

議長（斎藤政広君）國貞副町長。

副町長（國貞誠志君）お答えいたします。先ほど道整備交付金については非常に現状難しいというお話をさせていただきましたけれども、橋のお話も出ましたが、今のところですね、橋と道については一体的に考えております。まず、林道としての整備がちょっと現状難しいというところもありますけれども、我々としましては、今後の方向性として、集落間をつなぐ町道の新設、佐之国へ向かうということですが、こういう方向性ですね、社会資本整備総合交付金、こちらの活用を視野に県との調整を進めていく方向でというふうに少しシフトする形も考えております。まだ、林道のこともですね、ちょっと枝線を延ばしてですね、その施業面積を確保できないかとかというところ、幾つか検討の余地が残っておりますので、そういうことも含めてですね、可能性がある限りは林道整備も含めて総合的に多方面から検討を行ってまいりたいと思っております。

ちなみに、現在想定をしているルートを前提といたしますと、下ノ谷から佐之国ということですが、この間の総延長は約5キロ、総事業費が橋梁込みで約17億7,000万円と見込んでおります。話にありました橋梁でございますけれども、このうち橋が100メートル、事業費が1億8,000万円程度、概算ではありますが見込んでおります。現状ではですね、社会資本整備総合交付金のほうも予算配分が厳しくなっている現状でありますし、既にこちらのほうには、ご存じのとおり計画、多くの路線を挙げておりますので、こちらのほうとの事業費調整も必要になってまいりますけれども、そういったこともありますし、また、近年ですね、本町も大型事業を多く実施している関係上、地方債の残高も増加傾向にあるということで、補助率がこの社総金は65%でありますけれども、この裏の35%部分ですね、これも実際6億円以上になりますけれども、こちらのほうの財源確保についても慎重に見きわめていく必要があるとは思っています。

こういったことで、社総金によります事業実施ということになりますと、単年度当たりの事業費配分について少し多く望めないような状況になる可能性もありますけれども、今後においてはですね、先ほど申しましたように、まだ林道についても、県営も含めてですね、そういういろんな枝線を出したりとかということで、可能性があるのであればですね、また県のほうともしっかり協議をしてまいりたいと思っておりますし、最終として社総金、こちらのほうの検討もあわせてしながらですね、ぜひ事業採択に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。以上

でございます。

議長（斎藤政広君）10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君）副町長の答弁をいただきましたが、橋については社会資本整備事業で考えているということでございます。これは非常にお金も絡むことですので、橋だけでも1億8,000万円ですか、相当な金額がかかる予定ですので、やはり補助事業の対象にならないと、町単独では厳しいということは理解できます。が、その林道ですね、枝線を延ばして受益面積をふやした上で再申請も考えているとのことでございますので、どうぞこのことについて強力に進めてほしいということをお願いして、この質問については終わります。

次に、2点目でございます。おち駅の駐車場対策ということで、観光物産館おち駅は、以前から駐車場不足が指摘されていたが、増設の計画はということでつけだしておりますが、観光物産館おち駅は、平成22年（2010年）4月4日にオープンして6年が経過しております。その間、売り上げ等もですね、ふるさと納税の返礼の関連もあって順調に伸びておると考えておりますが、あそこはですね、JRの跡地ですので、用地の関係もあったかもしれませんが、いずれにいたしましても、越知町の観光の拠点の施設であるということには間違いのないと思っておりますが、どうもそれにしてはちょっと駐車場が足りないなということは、オープン当初からそういう声があったように記憶しておりますが、町の執行部としてどのように考えているかをまずお伺いしたいと思っております。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）寺村議員にお答えいたします。おち駅につきましては、議員がおっしゃるとおり平成22年にできてから、駐車場の不足についてはお客様側からも、また、生産者が農産物を持ってくるのにも、駐車場が現状では障害者用を含めて8台置けるような施設でございますので、当初から駐車場不足というのは声がありますので、こちらの事務局としてもできることはないだろうかということで、近隣のところで何とか駐車場を確保できんかということで動いてきております。私が課長になった27年度からも、道を渡らずに何とか北側で駐車場のほうはできないかということで動いておるところでございます。以上です。

議長（斎藤政広君）10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君）課長がもうちょっと答弁してくれるかなと期待しておりましたが、何かちょっと妙に。聞くところによりますとですね、旧関西ガーゼの跡地ですね、あそこを候補地として賃貸するというような話も伺っておりますが、具体的にどの辺までその話は進んでいるのでしょうか。まずそこをお聞きしたいと思っております。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えいたします。関西ガーゼの跡地を駐車場として利用したいということで動いております。関西ガーゼ跡地の所有者の方の代理人とお話を進めています。それで、基本的には町のほうにお貸ししますというような内諾はいただいておりますけれども、実際あそこには軽鉄骨の2階建ての倉庫が現在あります。それで、54年に建てたものです。町としては駐車場として利用したいので、できれば更地でお借りしたいという希望があります。けれども、先方のほうは、この間も松田の仮店舗として利用したみたいに、店舗としても利用できますよというような、あれありますので、そこら辺の折り合いをつけて、更地で貸すような方向で今現在具体的な話をしているところです。それで、話が固まりましたら、直近の議会で予算計上させていただきたいなということで考えているところでございます。

議長（斎藤政広君）10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君）最初の質問のときにその答弁が出てくるかなと思っていたんですが、2回目でやっと出て、結構ですが、確かに課長の言われたように、あそこだったら隣接地ですのでね、もうそれは駐車場に最適な場所だと思います。しかし、今言われたように、建物が残っております。恐らくあれを駐車場とするには取り壊さなければならないと思うんですが、そうするとまた費用もかかります。これは交渉事ですので、いつになるかまだはっきりと明言できないと思いますが、これからの具体的なスケジュールとしてはどのように考えているんでしょう。いつ壊して、いつ駐車場になるという予定ですね。大まかな予定でも構いませんが、その点わかりませんか。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えします。予定でございますけれども、はっきりとは立っていないんですけども、私のビジョンの中では、現在ふるさと納税返礼品の野菜の出荷の箱を40箱、おち駅の2階を借りて今やっている状態ですので、そこの出荷をいつまでもそこにするわけにはいきませんので、できるだけ早くその場所も確保せないきませんので、駐車場として借りる関西ガーゼの奥にちょっとプレハブというような構想も持っていますので、できるだけ早くということで、できれば年度内の補正に上げれるような形で進めていきたいと思っているところでございます。

議長（斎藤政広君）國貞副町長。

副町長（國貞誠志君）御答弁申し上げます。この件につきましては、私もその土地建物所有者の代理人の方と交渉をしてきております。できるだけですね、今、課長が申しましたような背景もありますので、また、住民の利便性、おち駅の今後の経営のことを考えましても、早目に話をつけてですね、整備に取りかからなければならないと思っておりますので、極力スピード感を持って取り組んでまいりたいと思っております。以上でござ

います。（「議長、ちょっと休憩してくれませんか」の声あり）

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

議長（斎藤政広君）再開します。10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君）ただいま中内課長及び副町長から答弁いただきましたが、補正で対応したいということで、なるべく早く事業の実現に向かって努力したいということでございますので、この質問についてはこれで置きたいと思っております。今後とも強力に進めていただきたいと思います。

次に、3点目の防災対策でございます。今議会においても防災対策の関連の質問が私を含めて4人出ておりますが、9月は防災月間でもあります。9月1日は防災の日で、いわゆる二百十日という日になると思うんですが、NASAアメリカ航空宇宙局の早い段階の発表でですね、ことしは史上最も暑い年になるという予測がされておりました。まさにその予想どおりになったわけでございますが、台風自体の発生は遅くて、まだ今16号ぐらいですね。しかし、7月、8月に入り、はや8月には北海道へ3個の台風が上陸し、また、気象庁の観測以来、東北地方へ初めて台風が上陸したというまさに異常な年であったように思います。東北地方、北海道では、この台風10号により甚大な被害が発生しておりますが、農産物等も大変な被害を受けております。そこで、今後予想される大規模な災害に備えて、消防団と自衛隊の合同防災訓練を実施する考えはないかということで提言しておりますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

議長（斎藤政広君）小田町長。

町長（小田保行君）寺村議員に御答弁申し上げます。想定されます南海トラフ巨大地震、あるいは台風による被害、最近非常に多くなっております。そういった大規模な災害が発生した場合、越知町単独、あるいは消防本部、それから消防団のみではですね、対応できないということが予想されます。そういった場合に自衛隊に出動を要請するというのも非常に必要かつ重要なことだと思っております。お尋ねの合同防災訓練ということでもありますけども、これは消防団と合同訓練するということは非常に有効な手段だと私も考えております。自衛隊の高知地方協力本部に伺っておりますが、可能ということのお返事をいただいております。ただ、訓練の内容ですね、それがどういったことができるのかということもあろうか

と思いますので、今後再度ですね相談を申し上げてですね、どういったことができるか検討をしていきたいと思っております。検討といいまして、早い段階でどういったことができるかということをお聞きするわけですので、そこら辺は判断できると思います。

一方でですね、消防団との訓練のみでいいのかということです。住民も含めて自衛隊にはどういったことが実際、映像等ではですね、自衛隊の活動というのは見る機会が住民にもありますけども、これまで危機管理課が調べたところによりますと、日高村でですね、住民も含めた防災訓練に自衛隊が参加しておるようです。それによりますとですね、24年までは自衛隊の車両とか装備品の展示や説明、炊き出し協力もしてもらったようですが、平成25年度以降はですね、炊き出しはせずに、先ほど言いました車両とか装備品の展示説明ということのみを実施しているというふうに聞いております。そういった近くの町村でですね、そういった事例もありますので、それも踏まえてですね、今後どういったことが越知町で可能かということ、これはもちろん消防団との協議も必要でありますし、ちょっと協議もしながらですね、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長（斎藤政広君）10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君）ただいまの町長の答弁によりますと、自衛隊高知地方協力本部のほうではそういった訓練は可能であるとの回答も得ているということですが、本町でもかつて、昭和50年の5号台風ですかね、宮ヶ奈路の川をせきとめる大崩壊による自衛隊のヘリの部隊が来て、救出された事例もありますが、この問題について、吉岡前町長のときも一度この質問をしたことがあるんですが、なぜかそのときはうやむやに終わっております。ぜひともですね、ちょっと私つけたしのときに抜かしておるんですが、吉岡町長の時代には住民と三者の合同でしようということでしたしか一回提案したことがあると思うんです。やはり住民が参加することは非常に意義があると思いますので、ぜひ相互方向で強力に進めていただきたいと思えます。

こういう訓練を通じてですね、自衛隊と消防団、そういう連携ですかね、信頼関係の醸成につながると思うんですよね。かつて阪神・淡路大震災のときには、自衛隊に災害派遣を要請するときは、たしか当時は県知事の要請がなくてはならなかったと思いますが、今では市町村長の権限でたしか要請できるようになっておると思います。そういったことを踏まえた場合にですね、やはりふだんからそういうお互いの信頼関係を醸成しておくということが非常に重要になってくると思います。また、なおかつ町長はですね、私の提言に対して県下の町村、いわゆる内陸部の町村でございますが、他の町村に先駆けて危機管理課を設置しました。そういう町長の決断力には敬意を払う予定でございますが、今答弁を聞きますと、既に日高村で1回自衛隊との合同訓練がなされたと聞いておりますが、私は恐らくこれが実現したら越知が初めてになるのではないかなと思ってい

たのが、ちょっとあてが外れたわけですが、市町村として自衛隊とこういう連携は大変今後重要になってくると思いますので、この件について強力に、相手があることですので、周到な準備が要ると思います。そこら辺を踏まえて、ひとつ前に進めていただきたいということをお願いしておきます。

それと、議長、1点これは通告にないかもしれませんが、関連があるもので聞きたいと思いませんか、構いませんか。

議長（斎藤政広君）内容を。

10番（寺村晃幸君）内容を言います。9月8日付の高知新聞でございます。危機管理課長に聞きたいと思うんですが、罹災証明書の交付の件でございます。県下の34市町村のうちですね、罹災証明書の発行に対応しているのはまだ12市町村にとどまっております。22市町村には罹災証明書の発行の体制が整っていないということでありますが、体制が整っていない市町村を見ますとですね、いわゆる内陸部の町村に体制が整っていない町村が非常に多いと思います、この結果を見ますと。それで、これは大変な準備が要ると思うんですが、せっかく危機管理課もできたわけですので、課長が初代の課長でございます。ぜひとも課長の在任中にですね、こういった計画を前に進めていただきたいと思うんですが、どうでしょう。

議長（斎藤政広君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡雅雄君）寺村議員にお答えいたします。先日岡林議員にも御答弁申し上げたことでございますけども、最近は大変大きな災害が起きまして、罹災証明のおくれが被災者に対して大変迷惑をかけている状態だと思っております。私も高新を拝見しまして、確かに沿岸部のほうは、津波のあるほうは結構防災に対してもいろんな対策が早いんですが、私どもの山間部はちょっとおくれちゃうように私も感じました。今後においては、今も言ったようにですね、罹災証明というのはどうしても住民の支援というのには本当に速やかに出さなくては次へ進めないというようなことも私ども考えておりますので、まず、申しましたように、その調査にですね、行く人の技術的なものがもちろん要りますので、今越知町、残念ながらその調査に行けるような人材はいない状態です。今後は県の研修とか、その他の研修もあると思っておりますので、そういうものに積極的に参加しまして、一人でも多くの職員をその技術を身につけるような方法で進めたいと思っております。

また、どういう手順でどんなことをするのかというようなマニュアルづくりというものを一番最初につくらないかと思っておりますので、これから早目にそういうことを進めていきたいと考えております。以上です。

議長（斎藤政広君）10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君）以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（斎藤政広君）本町議会では、通告に基づく慣例をつくっております。今回は非常に関連性が強いものでしたので、そのまま流しましたけれども、次会以降はぜひ通告をしていただいて質問していただくというふうに心がけていただき、今のようなやりとりがいつでもどこでもできるというふうに理解していただくと、非常にぐあいが悪うございますので、その点御協力をよろしくお願いいたします。

以上で寺村晃幸議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告のあった一般質問は全て終了しました。これより午後1時まで休憩したいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。それでは、午後1時まで休憩します。

休 憩 午前 10時43分

再 開 午後 1時00分

議長（斎藤政広君）再開します。これより、池監査委員にも御出席をいただいております。御苦労さまです。

議案質疑に入る前に午前中の答弁の中で前田建設課長、並びに戸田保健福祉課長補佐から答弁の訂正があるので、発言を許します。

前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）失礼します。大変申し訳ございません。寺村議員の補助事業に係る基準の受益面積はどれくらいかという御質問の問に対しまして、県営事業は500ヘクタールというふうにお答えをしました。これはそのとおりなんでございますが、町が執行します、国の補助金を受けて執行する補助事業について100ヘクタールというふうにお答えをしました。正確には30ヘクタールでございます。よろしく申し上げます。

議長（斎藤政広君）100が30やったということやね。戸田保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐（戸田千秋君）失礼します。市原議員に御答弁させていただきました避難行動要支援者名簿についてですが、これが平成26年度に作成したということでお答えしておりましたが、実際は平成23年度に作成し平成26年度に更新した名簿ということですので、よろしく申し上げます。

議案質疑（認定第1号から報告第5号）

議長（斎藤政広君）日程第2 認定第1号 平成27年度越知町一般会計歳入歳出決算認定についてから、報告第5号 資金不足比率報告書についてまでの13件を一括して議題とし、議案質疑を行います。質疑はありますか。1番、小田議員。

- 1番（小田範博君）認定第1号ですが、決算書の内容につきましては12日の午前中にそれぞれ質問をさせていただきました。今回質疑ではありませんが提言をさせていただきたいと思うんですが、議長よろしいでしょうか。午後の現地調査を行い改善をしたほうがよいと思われる現場がありましたので提言をさせていただきます。雨の中御同行をいただき、説明をしてくださった職員の皆様ほんとに御苦労さまでした。提言をさせていただく工事箇所ですが、清水のヘリポートの新設工事です。ヘリポートの入口が狭く、栗ノ木方面から軽自動車でもなかなか切り替えをせんとヘリポートへ上がれない現場となっております。一刻を争う状況で、これでは機能が果たせないのではなかろうかと感じました。そこで、清水栗ノ木線町道、これの一部改良すれば解消できるのではないかと思います。地権者の方に相談をしてみますと、地元が良くなることなら協力してもいいよという返事はいただいておりますので、町のほうからこのようにさせてほしいといったような内容を地権者の方に相談をすれば解決できるのではなかろうかと思っておりますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。以上です。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）小田議員にお答えします。今お伺いしますと、地権者の方もいい方向で協力いただけるというふうなお話をいただきましたので、建設課としましても安全対策、防災対策についてですね進めておりますので、早急に一回地権者の方とも協議をいたしたいと思っております。以上です。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありますか。

合同審査会で大半のことは承知をしてもらったと思っておりますし、気になる点については当日現地調査もしましたので、その後気がついたり、言っておきたいことがあれば。2番、武智議員。

- 2番（武智龍君）決算の、いくつか款も分かれていますので、例えば民生費2は福祉医療費と、14ページですけど、事項別明細の。福祉医療費というのが合計で出ておりますが、一般歳出14ページ、他の項目全部を合わすのが私は難しいので、お伺いしますが、この福祉だけでなく町、越知町の全部の医療費、合計の医療費で、ちょうど今日の高知新聞に高知県が全国で一番医療費が高いというふうに出ておりましたが、一人あたりが、越知町の医療費を一人あたりにすると、どれぐらいになるかわかりますか。

議長（斎藤政広君）國貞住民課長。

住民課長（國貞満君）福祉医療は除いていますが、国保の被保険者75歳未満の被保険者については、一人あたり約31万7千円、75歳以上の後期高齢者医療の被保険者については一人あたり約104万2千円です。平均しますと、約66万2千円ということになります。以上でございます。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

議長（斎藤政広君）再開します。國貞住民課長。

住民課長（國貞満君）はい、失礼しました。国保の医療費の、町の給付分7割負担分ですが5億4,323万5,155円になります。それを被保険者、年平均の被保険者数ですが、で割りまして約31万7千円の一人あたり医療費になります。後期高齢者につきましては16億1,779万8,456円これは個人負担が1割の方と2割の方がおりますので、だいたい1割の方が多いので、だいたいこの医療費の9割として計算しておりますが、今の額を被保険者数で割りまして、1,552人で割って約104万2千円となります。平均は国保の医療費、後期高齢者医療費を足して、被保険者数も足して割りまして、約66万2千円になっております。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）その医療費、平均でいいですか、県内ではどの辺の位置にあるかっていうのはわかれば言うてください。わからなかったらいいです。

議長（斎藤政広君）國貞住民課長。

住民課長（國貞満君）すいません、順位まではわかりませんが、だいたい県平均ぐらいのところをいっております。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

※ 休憩中に訂正発言あり（2割を3割に訂正）

2 番（武 智 龍 君）今朝の新聞報道によると県に対しては、ちょっとここへコピーがないので正式な名称はちょっと忘れましたが、医療費の何とか標準目標値というようなものを定めて計画を立てなさいとかいうような指導があったということなんでしょうけど、市町村に対しては例えば28年度、29年度予算を組んでいくのにそういうふうな国からの指導とかいうようなものはあっておりますか。

議 長（斎 藤 政 広 君）國貞住民課長。

住民課長（國 貞 満 君）はい、お答えします。県は現在、平成25年度から29年度を計画期間とした第2期医療費適正化計画を作成しております。町はですね、特定健診や特定保健指導の実施によるメタボリックシンドローム該当者や予備軍の減少、また糖尿病の重要化予防、ジェネリック医薬品の促進などを盛り込んだデータヘルス計画というものの策定を求められております。これは今年度末に完成、完成というか策定をする予定で今進めております。以上です。

議 長（斎 藤 政 広 君）他に質疑はありませんか。6番、岡林議員。

6 番（岡 林 学 君）一般歳出31ページをお願いいたします。一般歳出31ページ、土木費、委託料、この中の橋りょう点検という1,034万5,320円という金額がございますが、これは橋を、どれくらいの橋をですね、点検をこれで行っておるのか。前にも一度橋のですね、一覧表もいただいたと思います。いただいておりますけれども、全部の橋の内でのですね何橋を委託で点検ができたか数をお願いいたします。

議 長（斎 藤 政 広 君）前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君）岡林議員にお答えします。本町の全橋りょう数が今143橋ございます。その中で平成27年度に点検を行いましたのが橋の長さが15メートル以上の長大橋8橋について点検を行いました。以上でございます。

議 長（斎 藤 政 広 君）他に質疑はありませんか。6番、岡林議員。

6 番（岡 林 学 君）今の8橋ということですが、どこの橋か8橋ですけど、ちょっとどの橋の点検をやったかをお願いいたします。

議 長（斎 藤 政 広 君）前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君）宮ヶ奈路1号橋でございます。それから遊行寺橋、小日浦1号橋、坂折橋、中仁淀橋、中大平橋、五味第1橋、五味第2橋の8橋でございます。以上です。

議 長（斎 藤 政 広 君）6番、岡林議員。

6 番（岡 林 学 君）もう一点だけお聞きをいたします。一般歳出34ページをお願いいたします。土木費でございますが、砂防費15工事請負費で

ございますが、がけくずれ住家防災対策工事145万2,480円でございますが、これは戸数とどこをどう工事かわかればお願いいたします。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）岡林議員にお答えします。このがけくずれの工事請負費、決算額は平成27年度1,354万7,520円になっております。

この内訳はですね、工事自体が5件行っております。場所には桑藪、個人のお名前は申しませんが、地区で答えさせていただきます。桑藪、深瀬、文徳、黒瀬、清水の5件でございます。この内ですね、全てにおいて予防事業ということで行っております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。9番、西川議員。

9番（西川晃君）一般歳出35ページにあります、使用料及び賃借料ということなのですが、この中にあります自動体外式除細動器借上料というのがありますが、現在越知町でもこれまでも体外器につきましては設置もしてありますが、これは新たに設置を目的とした借上料なのでしょうか。また、その詳細について説明をお願いします。

議長（斎藤政広君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡雅雄君）西川議員にお答えします。これAEDの借上げはですね、越知の屯所へ備え付けのAEDでございます。これ27年度から始まったわけではありません、以前から置いております。

議長（斎藤政広君）9番、西川議員。

9番（西川晃君）ということは、これは更新ということですか。

議長（斎藤政広君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡雅雄君）単年度で掲載しておりますので、更新というかそういうことになります。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。意思表示をしていただいたら、後がやりやすいですけど。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討 論・採 決（認定第1号から報告第5号）

議長（斎藤政広君）日程第3 討論・採決を行います。

認定第1号 平成27年度越知町一般会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第2号 平成27年度越知町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第3号 平成27年度越知町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第4号 平成27年度越知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第5号 平成27年度越知町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第6号 平成27年度越知町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第7号 平成27年度越知町土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第8号 平成27年度越知町蚕糸資料館事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第9号 平成27年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は、認定されました。

議案第48号 平成27年度越知町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

認定第10号 平成27年度越知町水道事業会計決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は、認定されました。

報告第4号と報告第5号は議決事件ではありませんので、ここで池監査委員には退席していただきます。どうも御苦労さまでした。
ここで、若干休憩します。（池監査委員は退席）

休 憩 午後 1時27分

再 開 午後 1時32分

議 案 質 疑（議案第49号から議案第63号）

議 長（斎藤政広君）再開します。日程第4 議案第49号 越知町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第63号 高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてまでの15件を一括して議題とし、議案質疑を行います。質疑はありませんか。4番、高橋議員。

4 番（高橋丈一君）一般事の16ページ、上のはしのキャンプ場造成工事の内訳をお願いします。聞き漏らしてるところ、内容を。

議 長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えします。キャンプ場造成工事の事業の内容につきましては、日ノ瀬キャンプ場の盛土工事を考えております。それでその

17年の増水した高さまで盛土工事をするものでございまして、ダンプ運搬後の整地ということで、敷均し、締固め、それとあと土羽打ちということで土羽を考えておりますので、土羽打ちをする予定でございます。以上の工事内容になります。

議長（斎藤政広君）4番、高橋議員。

4番（高橋丈一君）残土の数量はどれくらいでしたか、2万。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えします。必要土量は2万1,899立米を予定しております。

議長（斎藤政広君）4番、高橋議員。

4番（高橋丈一君）はい、わかりました。そこでちょっとお願いしておきたいのはキャンプ場ですので、芝を張ってその上にテントを張るということですので、できるだけ泥とか町内の洗剤なんかの廃水の残土はできるだけ避けてしていただきたいと思います。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えします。必要土量がかかりに及びますので、そこらへんの町の残土、県、また国とかそういうところと協力して、できるだけ町内の方優先的に集めていくような努力をしたいと思います。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）関連した今の、1,620万3千円についてお伺いをいたしますが、今ちょっと高橋議員、残土はいくらかというので、対して必要量というけれど、これは盛土の必要量。盛土の必要量が2万1,899ということよね。

議長（斎藤政広君）ちょっと待って、答えを聞くんやったら。中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えします。盛土にする、して、いる土量になります。土の必要量となります。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）この間、現地とか事業説明のときもあったと思いますが、今大桐の現場、山崩れの残土処理が困っているのもその残土を先に盛るといふところはお聞きをしたんですが、そのときの予定量がどうもこれに足りてないというふうにお聞きをしております。それで不足分を県とか国とかということでも話はあったんですが、見通しが立っているかと。二つになりますけど、大桐から持って行く量がだいたいどれぐらいで、あと足らん分をこれぐらい。それはどこそこというのが分かれば言うてください。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時37分

議長（斎藤政広君）再開します。前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）武智議員にお答えします。今下ノ谷の山腹崩壊による残土場、実際もう困っている状況でございます。当初の土量からいうと約3倍ぐらいにです。ねに太りまして、今できるだけ安い方法でキャンプ場も盛土もせないかんということですので、残土を日ノ瀬へ持って行くような計画で進められてもろうてます。まだ地権者の最終的な了解はもう一回確認をせんといかんと思いますが、日ノ瀬の今から入れてえいかどうかというのは。その量がですね、約5千から6千ぐらいになるのではなかろうかというふうに考えております。それともうぜんぜん足りませんので、後の分をですね、県の工事からも出るようです。1千程度は出るようにも聞いておりますが、盛土を早期にせんといかんということ、それと工事の進捗の状況もありますので、一番量がまとまって出るのが33号の橋トンネルの土というふうなことも検討しております。国交省の方にですね、今協議をしておる段階でございます。そこが入れば埋まるのではないかというふうには考えておりますが。建設課からは以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）そしたら町がかまえられる分としては今マックスで6千。下ノ谷から6千。それに県の工事からというのは県の土木とかに問い合わせ、これぐらいは確保できるやろうというような話をいただいたと。後残りが2万1千から7千を引くと、3分の1しか足らんわけで3分の2の1万4千ぐらいを橋から持ってこないかん、愛媛県かね、あれ。ということで、これは県じゃなくて国ですよ、先程県って言われたけど国。国とは妙に聞こえんかった、こっちが悪いかもわかりませんが。それは今交渉中ですか、見込みは立っておりますか。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）まだですね、確実な返事はいただいておりませんので、その点についてまた向こうから応答がなければですね、ちょっともう一回事務所の方に行って協議をせんといかんと思っております。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2 番（武 智 龍 君）何故かといいますと、まだ確保が、見込があやふやなのにその請負工事費として1, 6 2 0 万 3 千円を見込んでおると。ちょっと何ていうか、勇み足という言い方は適当じゃないですが、見切り発車というようなことに考えられます。期限があるわけですので、昨日の一般質問でも山橋議員が聞かれたようにあるので、それができんと上へ物ができんわけですよ。ですが、時期は早くせんと間に合わんんじゃないかと、またこう見切り発車で組んであるけど年度末に間に合わずに繰越しということになるかもしれないので、ちょっと聞きよりますが。それで、早くこれは確保せんといかんということです。もう一つはこの1, 6 2 0 万 3 千円というこの見込額で計画高まで、その下ごしらえというか敷地造成、工事が簡潔するかどうか、する予定かどうかということ、完結させろうという計画なのか。ちょっと心配なのは河川、増水したら浸水する部分がありますよね、下の方。河川との境目まで土羽でやると浸食されて災害が起こる可能性もあるので、その辺の防災というか災害にならんような工法が先程の説明では敷均し、転圧、土羽というのだったけど、下まで土羽でやって大丈夫かどうか、この二点をお伺いします。

議 長（斎 藤 政 広 君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）まず、必要土量が計画高までいくかというところにつきましては、その分で計画高までの高さを考えております。二点目としまして、土羽の部分の心配のところでございますけども、現在のところ土羽でやりますけども、まだ実施設計、全体のできてませんので、そのサイト工事のほうの、それともう一つ高知県との河川の境界と、高知県にこんな工法にしたいということの説明してませんので、県のほうがその護岸工事というようにお話しがくるかもしれません。まだ、そのことについては決まってませんが、あくまでも造成の盛土ということで今回の工事は考えているところであります。以上です。

議 長（斎 藤 政 広 君）2番、武智議員。

2 番（武 智 龍 君）ということは県の境界確認ができて、県からも下が県の持ち物やから上へ造ったもんが崩れたら困ると、県の立場でいうたらそうなるので、崩れんようにするためには下の方を下部を頑丈にしてくださいよと、例えばこうなったとしたらこの1, 6 0 0 万では収まらんと、追加予算、土地造成に追加予算がいる可能性も無きにしも非ずというか、考えられるということですか。

議 長（斎 藤 政 広 君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）お答えいたします。その後のサイト工事ということで御説明させていただきましたが、芝生工事もこの後残っておりますし、その後でそういう多少の護岸工事が必要とあればその分も後の工事のほうで対応させていただければと考えております。

議 長（斎 藤 政 広 君）2番、武智議員。

2 番（武 智 龍 君）それは話しがちょっとおかしいと思いますが、今は用地造成工事を先にやるわけですね。上の仕上工事が来年度予算というように昨日説明があったと思うんですが、その造成工事を最後の仕上工事のときに後からやるというのは妙にちょっと話しが合わんと思うんですが、そういうことで出来ますかね、また掘り返してやるとかいうようなことが。工事の手順としたら来年度の仕上工事、芝を張るとかいう工事以前にもう一つ合わせてこの整地工事として、造成工事として同時にやっちゃかんと一番下のことですのでいかんと思いますがどうですか。

議 長（斎 藤 政 広 君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）お答えします。まだ基本実施設計においてサイトのほうの詳細の、どういうものにするかということが決まっておられません。決まっているのはそこに土を持ってきて今回は盛土工事をするということが前提になってますので、議員がおっしゃられる造成と、きれいな造成してかちっとしたものというようなイメージではなくて、いったん土を持ってきて計画高まで仕上るとようなイメージで考えていただければと思っております。

議 長（斎 藤 政 広 君）2番、武智議員。

2 番（武 智 龍 君）私がお聞きしゆのはですね、そういう具体的なことは実施設計がならんとわからんとは思いますが、来年仕上るという段階の予算に今年の造成部分の基礎部分をもし土木からそういうような要望があった場合はそちの工事では間に合わんから、補正予算を組むかもしれん可能性があるかということをお聞きしたので、補正でやらんかったらやらん、来年にしますとそれでもかまんですけど、順番としては工事がおかしくなるので、補正でまだそういう要望があった場合はなる可能性があるかどうかを聞きゆがですけど。

議 長（斎 藤 政 広 君）休憩します。

休 憩 午後 1時46分

再 開 午後 1時49分

議 長（斎 藤 政 広 君）再開します。中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）先日高知県のほうに盛土工事の件について協議に企画課と建設課と行っております。そのときには盛土して土羽打ちをするという説明で県のほうが護岸工事とかそういうふうなところの指示とかそういうのはありませんので、現在土羽ということで進ませていただいております。

ます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）県と協議するのは県有地と民有地というか、堺を決めるというのが一番先に行事というか仕事になってくると思いますが、私そのこの三秀の横の太陽光発電のときに地元から要請があったので、いのの土木へ行って図面も見せてもらって堺のことも教えてもらったんですけど、現況を見てここが河原やけ河川、こっちは草が生えちゅうけ民地とかっていうふうにはいわざったですよ。昔の切図かなんか持ってきて上から重ねてですよね、河原へ出っ張ちゅうところが、河原の方に堺があると仮になったとしますよ、じゃあそこが堺になったときはそこは河原やからちょっと増水したら水が流れているところなので、土羽の部分やったら洗われる可能性があるから頑丈なもの、ここまで出すやったら頑丈なものしてくださいねと、例えば石積みとかコンクリート擁壁とか河原の中へ地中へ2メートル入れてくださいとか、そんなことも条件としては付けられると思うので、付けたときの、付けられても工事をせないかんから、そのときの費用はこの中に含まれてないということなのでね、だったら来年にしたらまた二重に埋めた物をまた除けちよいてそこへやらないかんから、今の予算でもう一つそうなったときは予算を組まないかんかもしれんかということ聞きゆわけ。どうなの、必要なかどうか聞きゆ。（「休憩を。」の声あり）

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時52分

議長（斎藤政広君）再開します。中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えします。現計画では盛土で土羽になっておりますけども、実施設計くくる中で影響がでる可能性もないとは言えませんので、そういう状況になりましたら事前に補正対応なりさせていただけたらと思っているところでございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）僕が思うのに1, 620万3千円と端数まで計算がされちゅうので、どっからどこまでの幅を拡げてそこへこればあのもんをやるとするのは前提に弾いていると思ったから言ってるわけです。もうほぼ、ここらへんでおこうと、堺が下でも上でおこうとか決まっちゅうかも

しれんと思うて言うたの。もう一点聞きますけど、今建設課長やったかね、国交省に今交渉中というふうな、その量が1万4千立米ぐらいですか、今の話でいくとね。2万1千に対してマックス6千と千が確保できるとしてですよ、1万4千から1万5千確保せないかん。ところがその国交省の工事はもうすでに設計を、工事が進めているわけですので、その残土処理場というのはある程度決まってふてているわけですよ。それは日ノ瀬よりも近いところで多分処理をされていると思うので、持って来る費用、運搬費というものが相手にしたらかかるとは思います、その費用1万4千から1万5千に関するその盛土の運搬費というものは請求をされんのか、それとも1,620万3千円の中に見込んであるのか、その運搬費がかかればまた嵩みますがその辺の説明をお願いします。

(「議長、休憩で。」の声あり)

議長(斎藤政広君)休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時01分

議長(斎藤政広君)再開します。前田建設課長。

建設課長(前田桂蔵君)高知分のですね残土については国交省の計画としては高知へ運び出す予定の土でございます。それを日ノ瀬へ入れるということで、設計上かなり経済的な変更になると思います。運搬費はかかりません。うちが負担する運搬費っていうのはございません。国交省の費用として高知へ運ばんといかんがが日ノ瀬になったのでかなりの金額の縮減になるというふうに考えてます。(「議長休憩で。」の声あり)

議長(斎藤政広君)休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時03分

議長(斎藤政広君)再開します。他に質疑はありませんか。1番、小田議員。

1 番（小 田 範 博 君）同じく一補事の16ページでございますが、商工費の19節、補助金125万8千、これは観光協会への補助金だと思うんですが、一応観光協会への補助金というのは年度当初に一括をして拠出をしておると思うんですが、この時期に新たな拠出をする事業、どんなものなのかをお聞きをいたします。

議 長（斎 藤 政 広 君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）お答えいたします。観光協会において所有しているトラクター、トラクターが古くなりまして、だいぶ故障が多いことから中古トラクターを購入し、また合わせて草刈のアタッチメントを付けることによってコスモス祭り等の草を一気に刈れるということで、そちらのトラクターの購入補助と併せまして仮設トイレの設置ということでコスモス祭りに合わせてトイレを設置すると。それは巡回式のトイレ、男子トイレの部分が3カ所いっぺんに今現在もう作って17年から古くなって壊れよりますので、その部分は使わずにこの仮設トイレで対応するという事で、コスモス祭り用に合わせて今回補正計上させていただいております。

議 長（斎 藤 政 広 君）1番、小田議員。

1 番（小 田 範 博 君）トラクター中古でということですが、一応コスモスの種蒔きをするときに下を耕作をするといったような目的だと思うんですが、中古と新車とっていったら値段はだいぶ違うと思うんですが、何年ぐらいもつということで購入をするんでしょうか。

（「ちょっと休憩お願いします。」の声あり）

議 長（斎 藤 政 広 君）休憩します。

休 憩 午後 2時05分

再 開 午後 2時07分

議 長（斎 藤 政 広 君）再開します。中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）お答えします。中古トラクターのほうですけども、ロータリー式の物でございまして、90万7,407円の消費税で98万の物を0.7、7割補助するという事で考えております。それと草刈アタッチメントは新品ですけども66万の物の7割補助をするということを考えております。（「議長、休憩をお願いします。」の声あり）

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時08分

議長（斎藤政広君）再開します。他にありませんか。

質問もないようですので若干休憩します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時14分

議長（斎藤政広君）再開します。中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）見積書はもらっておりますけども、見積りの金額と機体番号と機種の内容まではありますが、年式まではその中には入っておりません。ちょっとお待ちください。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

- 1 番（小田範博君）いわゆる補助金であってもいわゆる物を購入とかいった場合においては実質観光協会が買うき、金ばあ町が出しちゃあよというレベルじゃなくて、やっぱりそういった品物の品定めというか、そういう根拠もやっぱり今後は気をつけていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）。質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論・採決（議案第49号から議案第63号）

議長（斎藤政広君）日程第5 討論・採決を行います。

議案第49号 越知町税条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第50号 越知町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第51号 越知町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第52号 平成28年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第53号 平成28年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第54号 平成28年度越知町水道事業会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第55号 平成28年度越知町下水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第56号 平成28年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第57号 平成28年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第58号 平成28年度越知町土地取得事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第59号 建設工事委託に関する契約変更（協定）の締結について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第60号 工事請負契約の締結について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第61号 工事請負変更契約の締結について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第62号 損害賠償の額の決定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第63号 高知縣市町村総合事務組合規約の変更について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって、本案は可決されました。

以上で、本定例会に執行部から上程された議案はすべて終了しました。

ここです、休憩します。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時24分

議 長（斎藤政広君）お諮りします。これより3時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは3時まで休憩します。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 3時00分

議 長 の 辞 職

副議長（岡林学君）再開します。ただ今、斎藤政広議長から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長の辞職を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。したがって、議長の辞職を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長の辞職を議題とします。地方自治法第117条の規定により、斎藤政広議員の除斥を求めます。

（斎藤政広議長 退場）

事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長（岡林直久君）平成28年9月14日 越知町議会副議長 岡林学様 越知町議会議長 斎藤政広

辞職願 このたび申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

副議長（岡 林 学 君）お諮りします。斎藤政広議員の議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。したがって、斎藤政広議員の議長の辞職は許可することに決定しました。

斎藤政広議員の入場を許可します。

（斎藤政広議員 入場）

斎藤政広議員に申し上げます。ただ今、議長の辞職は許可されましたので、告知します。

議 長 の 選 挙

副議長（岡 林 学 君）ただ今、議長が欠員となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、ただちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条の規定により、投票で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。議長の選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

ただ今の出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、2番 武智龍議員と4番 高橋丈一議員を指名します。

これより投票用紙を配ります。

（事務局長が投票用紙を配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。二人以上の氏名や他事記載などは無効となります。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いいたします。

事務局長（岡林 直久 君）1 番 小田範博議員、2 番 武智龍議員、3 番 市原静子議員、4 番 高橋丈一議員、5 番 斎藤政広議員
7 番 山橋正男議員、9 番 西川晃議員、10 番 寺村晃幸議員、6 番、岡林学議員
（順次投票）

副議長（岡 林 学 君）投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了します。
開票を行います。2 番議員と 4 番議員は、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

選挙の結果を申し上げます。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票であります。

有効投票のうち、岡林学議員 5 票、斎藤政広議員 4 票であります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、岡林学議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

議長に当選された、岡林学議員には、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

当選人、岡林学議員の発言を求めます。

議 長（岡 林 学 君）皆様から多大なる御支援をいただきましてありがとうございます。ただ今、越知町、本町は大変厳しい状況にあると認識をいたしております。地方創生、そして移住定住、そして町の活性化等たくさんの課題がございます。それに向かいまして微力でございますが全力で取り組んでまいり所存でございます。どうか皆様方の今後ともいっそうの御指導と御助力、そして各議員の活発な議員活動を共にやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。なお、行政側に対しましても議会、行政一丸となって町の問題等に取り組めるように議長としての責任をはたしてまいりたいと思っておりますので、どうぞこれからもよろしく願いいたします。簡単でございますが、御挨拶いたします。（拍手）

議 長（岡 林 学 君）これをもちまして、議長の選挙を終わります。暫時休憩します。

休 憩 午後 3 時 13 分

再開 午後 3時13分

議長（岡林 学 君）再開します。ただ今、私が議長に就任したため、副議長が欠員となりました。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、ただちに副議長の選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第3 副議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条の規定により投票で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

ただ今の出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、1番 小田範博議員と3番 市原静子議員を指名します。これより投票用紙をお配りします。

（事務局長が投票用紙を配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。1番、3番議員は点検をお願いいたします。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。二人以上の氏名や他事記載などは無効になりますので、記載には注意してください。

事務局長が議席番号と氏名をお呼びしますので、順番に投票をお願いいたします。

事務局長（岡林 直久 君）1番 小田範博議員、2番 武智龍議員、3番 市原静子議員、4番 高橋丈一議員、5番 斎藤政広議員

7番 山橋正男議員、9番 西川晃議員、10番 寺村晃幸議員、6番、岡林学議員

（順次投票）

議長（岡 林 学 君）投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。1番議員と3番議員は、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

選挙の結果を申し上げます。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、斎藤政広議員 5票、高橋丈一議員 4票であります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、斎藤政広議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

ただ今、副議長に当選されました、斎藤政広議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

当選人、斎藤政広議員の発言を求めます。

副議長（斎 藤 政 広 君）議長の許可をいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。はじめに、この2年間の議長在任中は議員の皆様をはじめ、執行者の皆様方ほんとうにいろいろな面で御指導、御鞭撻いただき、また厳しいことも言わせていただき、共に越知町を少しでも良くすることに何らかの力添えもできたのかなというふうには感じております。新しく岡林議長ができました。やはり、人というのはそれぞれ個性があります。いいところもあるし、足りないところもある。それぞれ補いながらやるのが、議会ではないかというふうにも思っております。私も今回また副議長ということで、皆さん方と共に一生懸命頑張らさせていただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

議長（岡 林 学 君）これもちまして、副議長の選挙を終わります。

ここで休憩にしまして、全員協議会を行いますので、議員控室にお集まりください。休憩します。

休 憩 午後 3時25分

再 開 午後 4時04分

各常任委員の選任

議長（岡 林 学 君）再開します。日程第6 各常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。各常任委員の選任については、皆様の協議により、お手元に配付した名簿のとおり選任したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。各常任委員は、配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、休憩中において各委員会を開き、委員長および副委員長の互選をお願いします。暫時、休憩します。

休 憩 午後 4時04分

（各常任委員会の正副委員長の互選）

再 開 午後 4時05分

議長（岡 林 学 君）再開します。

休憩中の各常任委員会におきまして、それぞれの委員長および副委員長が互選されましたので、その結果を申し上げます。

総務教育常任委員会 委員長 市原静子議員、副委員長 山橋正男議員、産業建設常任委員会 委員長 小田範博議員、副委員長 寺村晃幸議員、
議会広報常任委員会 委員長 武智龍議員、副委員長 高橋丈一議員、以上であります。

議会運営委員の選任

議長（岡 林 学 君）日程第7 議会運営委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。委員の選任については皆様の協議により、お手元に配布した名簿のとおり選任したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。議会運営委員は、配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、休憩中において委員会を開き、委員長および副委員長の互選をお願いします。暫時、休憩します。

休 憩 午後 4時06分

(議会運営委員会の正副委員長の互選)

再 開 午後 4時06分

議 長(岡 林 学 君)再開します。休憩中の議会運営委員会におきまして、委員長および副委員長が互選されましたので、その結果を申し上げます。
委員長 西川晃議員、副委員長 武智龍議員、以上であります。

選挙管理委員の選挙(指名推薦)

議 長(岡 林 学 君)日程第8 選挙管理委員の選挙を行います。選挙する委員の定数は4人です。選挙は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦と決定しました。指名推薦は、議長において指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員は議長において指名することに決定しました。

越知町選挙管理委員には、越知町野老山1084番地 宮橋敏機さん、越知町今成47番地1 山中一夫さん、

越知町越知甲1416番地 西森容子さん、越知町越知甲1354番地10 上岡純子さんの4人を指名推薦します。

お諮りします。ただ今指名推薦した4人の方を、越知町選挙管理委員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、越知町選挙管理委員には、越知町野老山1084番地 宮橋敏機さん、越知町今成47番地1 山中一夫さん、

越知町越知甲1416番地 西森容子さん、越知町越知甲1354番地10 上岡純子さんの4人が当選されました。

なお、当選された4人の方には、追って文書により当選の告知をします。以上で選挙管理委員の選挙を終わります。

選挙管理委員補充員の選挙(指名推薦)

議 長(岡 林 学 君)日程第9 選挙管理委員補充員の選挙を行います。選挙する補充員の定数は4人です。選挙は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦と決定しました。指名推薦は、議長において指名することとし、あわせて補充の順序も定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) 御異議なしと認めます。よって、越知町選挙管理委員補充員は議長において指名することに決定しました。

越知町選挙管理委員補充員には、第1補充員に、越知町越知丙276番地1 上田和浩さん、第2補充員に、越知町越知甲2517番地3 國貞満さん、第3補充員に、越知町鎌井田本村777番地 中内利幸さん、第4補充員に、越知町越知甲1789番地10 前田桂蔵さんの4人を指名推薦します。

お諮りします。ただ今、指名推薦した4人の方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。(「異議なし」の声あり) 御異議なしと認めます。よって、越知町選挙管理委員補充員には、第1補充員に、越知町越知丙276番地1 上田和浩さん、第2補充員に、越知町越知甲2517番地3 國貞満さん、第3補充員に、越知町鎌井田本村777番地 中内利幸さん、第4補充員に、越知町越知甲1789番地10 前田桂蔵さんの4人が当選されました。

なお、当選された4人の方には、追って文書により当選の告知をいたします。以上で選挙管理委員補充員の選挙を終わります。

議 員 発 議

議 長(岡 林 学 君) 日程第10 発議第10号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書の議案が、お手元に配布のとおり、9番 西川晃議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題といたします。

提出者の説明は、案を配付していますので、省略することに御異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は、可決されました。

議 員 派 遣

議 長（岡 林 学 君）日程第 1 1 議員派遣を議題とします。

議員派遣は、配付しました議員派遣計画表のとおりとすることに、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よって、議員派遣は、配付のとおりと決定いたしました。

委員会の閉会中の継続調査

議 長（岡 林 学 君）日程第 1 2 委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長より、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（岡 林 学 君）以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了しました。それでは、町長から一言お願いします。

町 長（小 田 保 行 君）今議会におきまして上程させていただきました案件につきまして、全て承認いただきまして、誠にありがとうございました。また、一般質問では貴重な御意見もいただきました。今後とも議員の皆様には御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

議 長（岡 林 学 君）これにて、平成 2 8 年第 3 回越知町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

閉 会 午後 4 時 1 4 分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員